

文化芸術振興費補助金  
令和8年度  
劇場・音楽堂等における子供舞台芸術鑑賞体験支援事業

募集案内



文化庁

Agency for Cultural Affairs,  
Government of Japan

※本募集案内の内容は変更することがありますので、応募前に必ず Web サイト上で  
最新版をご確認ください。

【令和8年2月27日版】

○受付期間：

令和8年2月27日（金）12：00～令和8年3月19日（木）17：00

○提出先

以下の専用フォームから提出（メール・持参・郵送不可）

【応募フォーム】

<https://form.qubo.jp/2026-application>

○問い合わせ先

事務局

問い合わせフォーム：[https://camail.knt.co.jp/form/pub/knt\\_ecc5/gekion\\_toiawase](https://camail.knt.co.jp/form/pub/knt_ecc5/gekion_toiawase)

※ よくある質問一覧をご確認いただいた上で、なお問合せ等の必要がありましたら上記問合せフォームよりお寄せください。電話でのお問い合わせには対応できません。

また、審査の内容に関する質問にはお答えできません。

※ 専用フォーム以外から提出された書類は審査対象となりません。

※ 受信確認に係るお問い合わせには返信できないため申請者の責任で確実に提出してください。

## <目次>

1	事業概要	2
2	補助事業者の要件	3
3	補助事業の要件	5
4	補助対象経費	10
5	事業の流れ	11
6	適正な執行の確保	17
7	その他留意事項等	18
8	関係法令等	19

# 1 事業概要

---

## 1. 目的

この補助金は、子供たちが劇場・音楽堂等において本格的な実演芸術を鑑賞・体験等する機会を提供する取組を支援することによって、子供たちの豊かな人間性の涵養を図るとともに、将来の文化芸術の担い手や観客育成等に資することを目的とします。

## 2. 趣旨

子供たちが自ら鑑賞したい公演を選び、実際に劇場・音楽堂等に足を運んで本格的な実演芸術を鑑賞できる機会を無料で提供する事業です。

## 3. 補助対象事業者

- ・ 劇場・音楽堂等の設置者又は管理者
- ・ 実演芸術団体

※詳細は本書「2 補助事業者の要件」をご確認ください。

## 4. 補助対象事業

劇場・音楽堂等で行われるプロの出演者による本格的な実演芸術の公演であって、18歳以下の子供（平成20年（2008年）4月2日以降に生まれた方）が無料、当該子供に同伴する者が半額で鑑賞する公演。

## 5. 補助対象期間

令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで

## 6. 補助金の額

18歳以下の子供が無料、当該子供に同伴する者が半額で鑑賞する公演の当該座席料金を支援します。

補助対象	補助額（座席料）
18歳以下の子供（無料）	実際に鑑賞された無料（半額）
同伴者（半額）	座席料金（上限2,000万円）

## 2 補助事業者の要件

### 1. 団体要件

劇場・音楽堂等または実演芸術団体であり、以下要件を全て満たすこと。

#### (1) 劇場・音楽堂等

- ① 劇場・音楽堂等（劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第1項に定める施設）の設置者又は管理者であり、以下いずれかに該当するもの。
  - ア 地方公共団体
  - イ 法人格を有する者であること。
- ② 会計責任者を置くとともに、これとは別に、本事業に係る会計関係書類をチェックする監査責任者を置き、会計処理を適正かつ正確に行える体制を有していること。

○劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの（他の施設と一体的に設置されている場合を含み、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を行うものを除く。）をいう。

#### (2) 実演芸術団体

- ① 我が国の実演芸術団体であり、高い芸術的専門性を有する出演者及びスタッフが複数名所属していること（アマチュア団体は対象となりません。）。
- ② 以下のいずれかに該当するもの。
  - ア 法人格を有する者であること。
  - イ 法人格を有しないが、以下の i から iv の要件を全て満たしている者であること（下記要件が確認できる規約や会則等をご提出ください。）。
    - i. 定款に類する規約等を有し、その規約等により次の ii ~ iv 及び団体設立年月日が確認できること
    - ii. 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
    - iii. 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
    - iv. 団体活動の本拠としての事務所を有すること※なお、補助金の適切な管理の観点から、補助金の管理口座の名義に団体名称が記載され、個人口座と明確に区別できることが必要です。
- ③ 会計責任者を置くとともに、これとは別に、本事業に係る会計関係書類をチェックする監査責任者を置き、会計処理を適正かつ正確に行える体制を有していること。

## 2. 実績要件

過去5年間（令和3年1月1日～令和8年2月26日）に劇場・音楽堂等において自ら企画して行った最も高い席が5,000円（東京都以外で開催された公演であった場合は3,000円）以上の主催公演活動の実績を3公演備えていること。

## 3. その他

本助成事業の過去の募集において、虚偽の内容を含む申請を行っていないこと。

### 3 補助事業の要件

#### 1. 公演を実施する会場の要件

- (1) 実演芸術専用のホールを有する劇場・音楽堂等であること。  
(2) 常設の固定された客席を 300 席以上有すること（ただし能楽堂及び演芸場については、当該客席に係る要件はありません。）。

※特定遊興飲食店及び飲食店の営業許可を受けている施設は対象となりません。

※また、屋外で公演を行う施設も対象外となります（ただし専用の舞台、劇場等における屋外公演が通例となっている我が国の伝統的な実演芸術を実施する場合を除く）。

#### 2. 公演開催地（都道府県）の要件

補助事業者が実演芸術団体である場合、全国の子供たちに広く実演芸術の鑑賞体験機会を提供するため、原則として地方での公演も実施すること。

都道府県ごとの公演数に係る差を是正するため、令和7年度において採択の少なかった都道府県における公演を優先して採択することとし、以下 ①～⑤の順序で優先的に採択します。

- ① 令和7年度採択公演回数が5公演以下だった下記都道府県で開催される公演

三重県、奈良県、和歌山県、鳥取県、長崎県、宮崎県、沖縄県

- ② ①以外の都道府県で、令和7年度の採択公演回数が平均の半分以下（11回以下）だった下記都道府県で開催される公演

青森県、宮城県、秋田県、山形県、群馬県、富山県、福井県、山梨県、長野県、静岡県、島根県、徳島県、愛媛県、高知県、佐賀県、熊本県、大分県、鹿児島県

- ③ ①、②以外の都道府県で、令和7年度の採択公演回数が平均以下（23回以下）だった下記都道府県で開催される公演

北海道、岩手県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、新潟県、石川県、岐阜県、滋賀県、京都府、兵庫県、岡山県、広島県、山口県、香川県

- ④ ①、②、③以外の都道府県、かつ東京都以外で行われる公演

神奈川県、愛知県、大阪府、福岡県

- ⑤ 令和7年度で最も採択公演回数回数が多かった東京都で行われる公演

※要望が予算額を超過した場合は、要望の一部採択等、一定の調整を行う場合があります。

### 3. 公演内容の要件

- (1) 一般向けの有料公演であること。
- (2) **本格的な**オペラ、バレエ、オーケストラ、歌舞伎、能楽、演劇等の公演であること。  
※リラックスパフォーマンス等のバリアフリー対応の公演については対象としますが、公演の内容を子供に向けた平易なものに調整している公演は対象外となります。
- (3) 公演内容に子供へ悪影響を及ぼす恐れのある内容（暴力的、差別的、品位を欠くもの等）が含まれていないこと。  
※子供たちの豊かな人間性の涵養を図ることとしている本事業の趣旨・目的を踏まえ、公演内容の適正さについて十分に検討の上で応募してください。
- (4) プロの出演者による実演芸術であること。
- (5) 補助事業者が劇場・音楽堂等の設置者又は管理者である場合、主催公演（自らの企画により実演芸術団体を招へいする公演を含む）として実施していること。  
補助事業者が実演芸術団体である場合、補助事業者自身が自主企画により創作又は編集し、自ら公演し主催する実演芸術であること。公演は当該実演芸術団体に所属する者が中心となって出演・制作する公演であること。
- (6) 応募時において、公演内容が確定しており実施が確実に見込まれる公演であること（原則として、応募後に公演内容や会場等を変更することはできません。）  
※内定後、文化庁 HP 等で公演一覧が公表されますので、公表時期について制限がある公演は、仮称の公演名をご記入いただく等、公表を前提に申請してください。
- (7) 一般座席の最も高い席が 5,000 円（東京都以外で開催される公演については 3,000 円）以上であること。

なお、最も高い席のチケット価格は、補助事業者が過去に実施した同種別の公演に準じた取り扱いとしてください。

本事業に申請のあった公演のチケット価格設定に合理性が認められない場合には、採択されないことがあります。

最も高い席の価格	東京都での公演	東京都以外での公演
5,000 円以上	○	○
3,000 円以上	×	○

#### 4. 座席の設定要件

- (1) 18歳以下の子供(平成20年(2008年)4月2日以降に生まれた方)を無料とする座席が設定されていること。同伴者席を設定する場合は当該座席を半額とする座席が設定されていること。(子供無料座席の設定は必須です)。

※同伴者半額座席は、一人で公演を鑑賞することが難しい子供のために設定するものであるため、この目的を踏まえ適切な座席数を設定してください。

- (2) 同伴者半額座席については子供2名に対し同伴者1名以下となるように設定すること。団体の同伴者(引率者)の同伴者半額座席についても同様であること。

(例) 子供1～2名	同伴者1名まで半額
子供3～4名	同伴者2名まで半額
子供5～6名	同伴者3名まで半額

- (3) 子供無料座席及び同伴者半額座席は、原則として個人に向けて販売すること。

※個人用の子供無料座席数を設定した上であれば、個人用座席(子供無料座席+同伴者半額座席)の座席数以下で別途団体用の座席を設定することも可とします。団体用のみの座席設定はできません。

- (4) 同一公演(同一作品、同一会場)において、子供無料座席数は一般席を含めた総設定座席数の10%以上であること。また、子供無料座席数と同伴者半額座席数の合計は一般席を含めた総設定座席数の50%以下であること。

(例) 作品名：○○○劇(会場：ABCDEホール)

開催日時

・6月30日	13:00～
	18:00～
・7月1日	13:00～
	18:00～

合計の子供無料座席数が総設定座席数の10%以上であり、子供無料座席数と同伴者半額座席数の合計が総設定座席数の50%以下であること。

要望書上、各座席設定数に誤りがあればエラーが表示されるよう関数設定をしております。提出前にエラー表示がないことを確認してください。

- (5) 子供無料座席及び同伴者半額座席の座席料金は 30,000円(税込)以下 であること。

※座席料金にグッズ、特典及び食事代等を含めることはできません。

※一般座席に18歳以下の方を対象とした座席料金設定がある場合、その金額が本事業の子供無料座席の金額となります。

(例) 一般座席7,000円(ただし30歳以下は3,500円)の公演を申請する場合 →本事業の子供無料座席の座席料金は7,000円ではなく、3,500円
---

- (6) 補助対象座席の設定座種(S席、A席、B席など)については、一般の公演と同水準で設定されていること。(例えば、一般の公演においてB席やC席で設定される座席を本事業においてS席として申請した場合などは、合理性が認められないとして、採択されないことがあります。)

## 5. チケット販売方法に係る要件

(1) 本事業の採択公演である旨を明示した上でチケットを販売してください（販売開始後に採択された場合には、可能な方法により周知を行ってください）。

チケット販売は全国の子供とその同伴者を対象に広く行ってください。

(2) 申請した公演情報は文化庁 HP で公表されますので、子供の鑑賞機会の確保のため子供無料座席及び同伴者半額座席を途中で一般座席に振り替えて販売することがないようにしてください。

ただし公演当日に限っては余った子供無料座席及び同伴者半額座席を一般座席に振り替えて販売できるものとします。

※内定は3月末頃を予定しております。

(3) 一般の観客の鑑賞を妨げることがないように、子供と同伴者は隣接する座席で販売してください（団体の引率者についても団体内の子供と隣接する座席としてください）。

(4) 子供無料座席のチケット、同伴者半額座席のチケット、その他の一般座席のチケットは、それぞれが明確に区分できるものとしてください。

※紙チケットによる販売の場合、チケットの半券は、実績報告時の証ひょう書類となることから、半券は、座席種類（子供無料座席、同伴者半額座席）、座席番号、公演名、公演日時が読み取れるものである必要があります。このほか、チケット・半券に係る要件については、「実績報告」の項目も併せてよく確認してください。

(5) 入場時に身分証（学生証も可）を必ず確認し、子供無料座席及び同伴者半額座席のチケットで本人以外が入場しないよう留意してください（無作為に抽出した公演に文化庁職員が確認に伺う場合があります）。

また、「チケット不正転売禁止法（特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律）」も踏まえ、本事業の趣旨が適切に達成できるよう事業を進めてください。

## 6. 広報

採択公演の広報については、本事業への採択後、補助事業で作成される印刷物（パンフレット、チラシ、ポスター等）やWEB ページにおいて、文化庁シンボルマークと事業名等を必ず掲載してください（実績報告時に確認することがあります）。

文化庁シンボルマークと事業名等の掲載が確認できない場合は補助対象外となりますので、ご注意ください。

子供に十分に情報が届くよう複数の広報媒体を通じた広報活動を行ってください。

なお、補助事業者自身による広報とは別に、内定後に文化庁HP等において内定した公演一覧が公表されます。

当該補助事業における広報については、文化庁HPに当該事業チラシを掲載予定ですので、ご活用ください。

文化庁HP：<https://www.bunka.go.jp/kodomokansho/2026/>

※文化庁シンボルマークダウンロード先：

<https://www.bunka.go.jp/bunkacho/symbolmark/index.html>

※シンボルマーク例



※事業名：

・日本語

『令和8年度 文化庁 劇場・音楽堂等における子供舞台芸術鑑賞体験支援事業』

・英語

『Supported by the Agency for Cultural Affairs, Government of Japan in the Fiscal 2026』

## 7. 事業の実施

子供無料座席の設置にあたっては、会場の係員を増員したり、一般座席のチケットを購入される方へ本事業対象公演であることを事前に知らせたりするなど、一般の方と子供無料座席の方がお互い気持ちよく鑑賞できるよう、補助事業者において適切に配慮してください。

また、バリアフリー字幕や音声ガイド、リラクスパフォーマンス等バリアフリー対応についても積極的な配慮を行ってください。

## 8. 公演後のアンケートについて

公演終了後、子供無料座席で公演を鑑賞された方を対象としたアンケート調査にご協力いただきます。公演の前に採択事業者宛にアンケートフォームをお送りしますので、対象者への展開をお願いいたします。アンケート方法について指定はございませんが、例えば対象者のメールアドレスを取得しアンケートをお送りする等、アンケートの回収率向上にご協力ください。

## 4 補助対象経費

---

### 1. 補助対象となる経費

18歳以下の子供（平成20年（2008年）4月2日以降に生まれた方）が無料、当該子供に同伴する者が半額で鑑賞した公演の当該座席料金。

※当該座席料金の上限は30,000円（税込）とします。

### 2. 補助対象期間

令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで

### 3. 補助金の額

補助金の額は、予算の範囲内であって、上限額は下記の表に定めるとおり。

#### 【補助額の範囲】

補助対象	補助額（座席料）
18歳以下の子供（無料）	実際に鑑賞された無料（半額） 座席料金（上限2,000万円）
同伴者（半額）	

※交付要望額や交付決定額の増額はできません。

※申請後に公演中止となった場合、設定座席数を減じた場合、実際の鑑賞者数が申請時よりも減じた場合等には補助額は減額されます。

### 4. 他の助成事業等への重複応募・重複助成

(1) 文部科学省・文化庁の他の補助事業等及び芸術文化振興基金助成事業への重複応募・重複助成

本助成事業においては、文部科学省・文化庁の他の補助事業及び芸術文化振興基金助成事業の重複応募・重複助成も可としています。

## 5 事業の流れ

### 1. 事業スケジュール

時期（予定）	事業の流れ	
令和8年 2月27日（金） 12:00	①応募書類の受付開始	文化庁（事務局） ※以降文化庁と記載
3月19日（木） 17:00	②応募書類の締切	事業者（設置者等）
	③審査の実施	文化庁（審査）
3月末頃	④内定・通知	文化庁
4月頃	⑤補助金交付申請書の提出	事業者（設置者等）
4月～5月頃	⑥交付決定	文化庁
令和9年 3月31日まで	⑦事業の実施	事業者（設置者等）
事業終了後	⑧実績報告書の提出	事業者（設置者等） ※最終公演終了日から2か月以内もしくは 4月1日のいずれか早い日までに実績報告書を 提出して下さい。
	⑨額の確定	文化庁
	⑩支払	文化庁

## 2. 応募

### (1) 応募書類

応募書類は以下の3種類（任意団体である場合は4種類）です（必要に応じ文化庁から3種類以外の追加書類の提出を求める場合があります）。

**書類の不足・不備や未記載がある場合、指定のファイル形式以外で提出されている場合は審査の対象となりません（提出後の書類について、文化庁から修正依頼を行うことはありませんので、十分に確認の上で提出してください。）。**

**応募された事業内容の変更は原則としてできないため、未確定な公演や変更の可能性のある公演については本事業の申請に含めないようご注意ください。提出後の書類の差し替えは受け付けできませんのでご注意ください。**

また、応募書類の内容等について文化庁から問い合わせることがあるため、応募書類の写しを一式保管してください（応募書類は返却しません。）。

なお、今回はフォームを使用した受付となるため、以下に指定したファイル名以外でご提出されますと、システム上受付ができない場合があります。ご提出前にファイル名をよくご確認ください。

※令和9年3月公演の申請については、4月1日までの実績報告書の提出締切を厳守できる場合のみとします。

氏名の記載を求める手続きについては、すべて旧氏の記載が可能です。

#### □交付要望書（Excelで提出）

※ファイル名：申請団体名\_交付要望書

例) 公益財団法人ぶんか交響楽団\_交付要望書

※様式は、以下の文化庁ホームページからダウンロードしてください

文化庁 HP：<https://www.bunka.go.jp/kodomokansho/2026/>

※複数の劇場・音楽堂等を設置する者又はその管理者が交付要望書を提出する場合は、補助額の上限内で全ての劇場・音楽堂等分をまとめて交付要望書を作成してください。（施設毎の作成とはならないため注意してください。）実演芸術団体が交付要望書を提出する場合も同様の取り扱いとなります。

例) A劇場（B設置者）及びC劇場（B設置者）の公演について要望する場合は、A劇場、C劇場と別々で提出するのではなく、B設置者の要望案件として、補助額の上限内でまとめて交付要望書を作成してください。

例) D団体が、複数の公演（E公演及びF公演）について支援を要望する場合は、E公演、F公演と別々で提出するのではなく、D団体の要望案件として、補助額の上限内でまとめて交付要望書を作成してください。

※Excelのまま提出してください（PDF化等しないでください）。

#### □過去実績公演のチラシ（PDFで提出）

※ファイル名：申請団体名\_過去実績公演チラシ

例) 公益財団法人ぶんか交響楽団\_過去実績公演チラシ

※過去5年間（令和3年1月1日～令和8年2月26日）に劇場・音楽堂等において自ら企画して行った最も高い席が5,000円（東京都以外で開催された公演であった場合は3,000円）以上の主催公演のチラシをPDF化して提出してください（3公演分。申請する公演と同種別の過去実績がある場合はそれを優先して提出すること。）。

※「主催」であることが読み取れないチラシ、一般に公表、配布したものではないチラシ、HP画面の写し等は書類として認められませんのでご注意ください。

※申請する公演のチケット価格設定と過去のチケット価格とを比較し、適正さの判断にも使用します。

□申請する公演の一般座席、子供無料座席、同伴者半額座席全ての座席配置が明記された座席表 (PDF で提出)

※ファイル名：申請団体名\_申請公演名

例) 公益財団法人ぶんか交響楽団\_クリスマスコンサート

※1公演ごとに、ファイルの名前に留意してPDF化したものをご提出ください。

※どの公演の座席表であるかがわかるようにファイル名に公演名を明記してください。

※補助対象座席の設定座種 (S席、A席、B席など) については、一般の公演と同水準で設定してください。

※座席設定・価格設定に合理性が認められない場合には、採択されないことがあります。

(座席表の記載例：A席に補助対象座席を設定した場合)



・設定座種 (S席、A席、B席など) を明記してください。

・座席表に示す補助対象座席は対象となる範囲を明記してください。

※ただし、座席表に示す補助対象座席数が、要望書に示す補助対象座席数を下回らないようにしてください。

子供無料・同伴者半額座席

□ (任意団体の場合のみ提出) 規約・会則等 (PDF で提出)

※ファイル名：申請団体名\_規約名

例) ぶんかの会\_ぶんかの会規約

※次のア～ウ及び団体設立年月日が確認できる定款に類する規約等をご提出ください。

ア 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること

イ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること

ウ 団体活動の本拠としての事務所を有すること

(2) 応募書類の提出

令和8年2月27日(金) 12:00 から令和8年3月19日(木) 17:00

以下の専用フォームから提出してください (メール・持参・郵送不可)。

専用フォーム以外から提出された書類は審査対象外となります。

【応募フォーム】

<https://form.qubo.jp/2026-application>

### 3. 審査

提出された書類等に不足・不備、未記載がない場合は、提出された書類に基づき、補助金の要件等の観点から審査を行い、採否を決定します。

#### (1) 審査の視点

- ア 募集案内に示す補助事業者要件を満たしているか。
- イ 募集案内に示す補助事業要件を満たしているか。
- ウ 事業内容が本事業の趣旨・目的に沿った具体的なものとなっているか。また、公演内容が確定しており実施が確実に見込まれる公演であるか。
- エ 補助事業者が実演芸術団体である場合、原則として複数の都道府県において公演を実施する計画となっているか。
- オ 経費の積算内容が適切であるか。
- カ 補助対象期間内の事業となっているか。また、期間内に事業が完了する無理のない計画となっているか。

#### (2) 利害関係者の排除

申請された事業計画と利害関係がある者は、当該要望の審査に加わりません。本事業の事務局は関連団体（会員は除く）も含め当該要望を行いません。

<利害関係の範囲>

- ・審査を行う者が、申請する団体に所属している場合
- ・審査を行う者が、申請する団体等から謝金・給与等の報酬を得ている場合
- ・審査を行う者が、中立・構成に審査を行うことが難しいと自ら判断する場合

#### (3) 審査結果の通知（内定）

審査後、結果を各申請者に通知します（3月末頃を予定）。予算の制約や申請者数等により要望額を下回る額で内定する場合があります。

### 4. 補助金交付申請書等の提出

補助事業者として内定した旨の通知を受けた事業者は、採択条件等を踏まえて改めて補助金交付申請書等を提出してください。

この際、内定した事業内容から変更することはできません（詳細は内定した申請者に対して、別途ご連絡します。）。

### 5. 交付決定通知

補助金交付申請書の提出があった内定事業者に対し、問題がなければ交付決定通知を发出します。交付決定通知を受けた事業者（補助事業者）は決定された内容のとおり事業を実施してください。

### 6. 計画変更承認申請

交付決定された事業内容の変更は原則としてできません。

ただし、やむを得ない事情により事業内容に変更が生じた場合は、交付決定通知の発出後、**事前に**計画変更承認申請書又は変更届出書を文化庁に提出し、変更手続きを行ってください。

変更届出書の場合は、提出のみで変更手続き完了となりますが、**計画変更承認申請書を提出の場合には、文化庁からの変更承認通知を得る必要があります。**

**（変更承認通知を得ることなく、変更後の内容で事業を実施した場合は補助対象外となりますのでご注意ください。）。**

(例)

計画変更承認申請書を提出し、文化庁からの承認が必要なケース

- ・ 座席料金に変更になった場合
- ・ 子供無料座席（個人/団体）・同伴者半額座席（個人/団体）の変更を行う場合
- ・ 公演内容や出演者の変更を行う場合

変更届出書の提出のみのケース

- ・ 公演名の（仮）が取れた場合
- ・ 公演内容、公演会場は変更ないが、公演の時間が変更となった場合

※文化庁ホームページに掲載のよくある質問もあわせてご確認の上、適切な書類をご提出ください。

## 7. 実績報告

補助事業期間終了後、以下の書類を文化庁に提出してください。

### (1) 実績報告書

指定の様式により提出してください。

### (2) 証ひょう書類

証ひょう書類は以下の書類を全てご提出ください。なお、状況によって追加書類の提出を求める場合がありますので、事業に際し使用したデータや書類は、以下の書類以外のものであっても厳重に保管し、提出依頼に対応できるようにしてください。

証ひょう書類は実際に事業において使用したものを提出いただく必要があります。提出のために事後的に別途作成したデータ等では受け付けができませんのでご注意ください。

提出後の証ひょうの修正や変更はできませんので、十分にご確認の上でご提出ください。

### 【電子チケットの場合】アウまたはイウの2種類

#### ア 興行明細書等

※該当座席のチケット販売を外部に委託等していた場合は、委託先から発行される興行明細書等の販売データを提出してください。外部委託等を行っていない場合は不要です。

#### イ 該当座席の販売実績がわかるデータ

※年齢・座席種類（子供無料座席、同伴者半額座席）、座席番号、公演名、公演日時が記載されている必要があります。

子供と同伴者の組み合わせ（団体の場合は団体とその引率者）が明確に読み取れるものである必要があります。チケット販売を外部に委託等していた場合は不要です。

#### ウ 入場データ

※実際に入場したことがわかるデータをご提出ください。年齢・座席種類（子供無料座席、同伴者半額座席）、座席番号、公演名、公演日時が記載されている必要があります。

また、子供と同伴者の組み合わせ（団体の場合は団体とその引率者）が明確に読み取れるものである必要があります。

### 【紙チケットの場合】アウエまたはイウエの3種類

#### ア 興行明細書等

※該当座席のチケット販売を外部に委託等していた場合は、委託先から発行される興行明細書等の販売データを提出してください。外部委託等を行っていない場合は不要です。

#### イ 該当座席の販売実績がわかるデータ

※年齢、座席種類（子供無料座席、同伴者半額座席）、座席番号、公演名、公演日時が記載されている必要があります。子供と同伴者の組み合わせ（団体の場合は団体とその引

率者)が明確に読み取れるものである必要があります。チケット販売を外部に委託等していた場合は不要です。

#### ウ 入場データ

※実際に入場したことがわかるデータをご提出ください。年齢、座席種類(子供無料座席、同伴者半額座席)、座席番号、公演名、公演日時が記載されている必要があります。また、子供と同伴者の組み合わせ(団体の場合は団体とその引率者)が明確に読み取れるものである必要があります。

#### エ チケットの半券

※チケット半券は、座席種類(子供無料座席、同伴者半額座席)、座席番号、公演名、公演日時が読み取れるものである必要があります。

※証ひょう書類の提出は、終了した公演から随時提出いただいて構いません。速やかなご提出にご協力ください。

### 8. 額の確定及び支払い

#### (1) 額の確定

提出された実績報告書を審査した上で補助額を確定し、額の確定を補助事業者へ通知します。

#### (2) 支払い

額の確定後、補助金は文化庁から直接、補助事業者が開設する銀行口座に支払います。補助金の支払時期は、原則事業が完了し、(1)の額の確定後となります(精算払)ので、補助金が支払われるまで、事業資金については補助事業者において負担してください。

個人名義の銀行口座にはお支払いできません。必ず法人名義の口座(任意団体の場合には、口座の名義に団体名称が記載され、個人口座と明確に区別できることが必要)をご準備ください。

### 9. 関係書類及び領収書等の証ひょう書類等の整理及び保管

補助対象事業に係る次の書類を、補助金の交付を受けた年度の終了後5年間は補助事業者で保管してください。

これらの書類は、事業実施中から、提出した実績報告書や各書類間での照合ができるよう、また保管期間中に提出を求められた際には速やかに対応できるように整理してください。

- (1) 通帳・帳簿等(全ての支出と収入を一括して確認できる書類)
- (2) 領収書及び振り込みの記録等(支払の相手先と金額が証明できる書類)
- (3) 契約書・仕様書・見積書・検収・額の確定・請求書・成果物等(支払の相手先と金額の根拠が証明できる書類。なお、委託・請負・役務業務においては業者選定がわかる資料も含む。)
- (4) 補助金に関する手続きに係る全ての書類等
- (5) 収支がわかる資料
- (6) 海外招へい公演など、他会場・他主催者が実施する公演と費用分担する経費がある場合は、その状況が分かる資料
- (7) 実績報告時に提出する全ての書類の原本(チケット半券を含む)
- (8) その他、本事業に関わる書類

## 6 適正な執行の確保

採択後の補助事業の実施に当たっては、補助事業実施期間中・実施終了後を問わず、本募集案内に記載の内容のほか、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年8月27日法律第179号）及び「同法施行令」（昭和30年9月26日政令第255号）（以下「適正化法等」という。）が厳格に適用されます。

現に、過去に実施した事業において、数年後に適正化法等に違反している事態が発覚し、適正化法等に基づき、**年利10.95%の加算金を付した上で補助金相当額を返還させる**事態となった例があるほか、「芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について」（平成22年9月16日文化庁長官決定）を適用し、**5年間の応募制限を付した例**があります。

補助事業者にはより一層の補助金の適切な執行が求められていることから、次の内容をあらかじめ十分認識した上で、応募してください。

補助事業の遂行に当たっての経理処理等のうち、特に留意すべき点は下記のとおりです。

### 記

- 1 補助の対象となる経費とならない経費について、今一度本募集案内を確認の上、適切な処理を行うこと。特に補助事業期間外の行為は補助対象とならないため、留意すること。
- 2 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を作成すること。帳簿の様式は原則として別紙帳簿様式のとおりとする。ただし、別紙帳簿様式と同等に必要な情報が過不足なく明らかにされているものであれば、補助事業者において定め又は使用しているもので差し支えない。
- 3 会計書類は、上記2の帳簿及び補助事業に係る金融機関の通帳のほか、契約、検収及び支払の関係の書類（見積書、発注書、契約書、請書、納品書、検収書、領収書等）及び会計伝票又はこれらに類する書類（※）を整備すること。ただし、これらにより難しい場合は、実績を証する資料、請求書等及び会計伝票又はこれらに類する書類（※）を整備すること。

上記会計書類は帳簿に記載された順番に整理し、帳簿とともに補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存すること。

※これらに類する書類とは、会計伝票に代わるものとして団体の定めに準拠した支出決定決議書等をいう。

## 7 その他留意事項等

### 1. 補助事業の実施状況及び事務処理状況の調査

事業の実施状況や事務処理状況について、文化庁職員等（外部有識者を含む。）が事業の実施場所や事業者の事務所等に赴いて、調査及び意見交換を行うことがあります。

事務処理状況の調査においては、関係書類等について状況の確認を行います。

#### (1) 関係法令の適用について

劇場・音楽堂等における子供舞台芸術鑑賞体験支援事業で交付する補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年8月27日法律第179号）及び「同法施行令」（昭和30年9月26日政令第255号）の適用を受けます。

本補助事業に応募される施設の設置者等においては、下記に留意してください。

ア「6 適正な執行の確保」に留意すること。

補助事業の実施内容が事業計画や交付決定の条件と著しく異なっていると認められる場合、補助事業実施期間中においても、交付決定を取り消す場合がある。

補助事業期間終了後も、会計検査院の検査や文化庁による執行状況調査の対象となるとともに、検査・調査の結果によっては、補助金を国庫に返納させる場合がある。

イ 劇場・音楽堂等における子供舞台芸術鑑賞体験支援事業において、補助金の不正受給等を行った場合、加算金を付して補助金を返納するだけでなく、「芸術活動支援等事業において不正行為を行った芸術団体等の応募制限について」（平成22年9月16日文化庁長官決定）を準用し、応募制限を行う。

#### (2) 寄付制限の例外について

「劇場・音楽堂等における子供舞台芸術鑑賞体験支援事業」は、政治資金規正法第22条の3第1項による寄附制限の例外（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの）に該当するものと判断しています。

### 2. その他参考資料

本補助事業に係る以下の法令等を「8 関係法令等」に記載しているので、申請に当たっては、事前に必ず熟読してください。

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（抄）

○文化芸術基本法（抄）

○芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について（平成22年9月16日文化庁長官決定）

○文化芸術振興費補助金（劇場・音楽堂等における子供舞台芸術鑑賞体験支援事業）交付要綱

○劇場・音楽堂等における子供舞台芸術鑑賞体験支援事業国庫補助要項

○文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）について

文化庁では、文化芸術の担い手である芸術家等が安心・安全な環境で業務に従事できるよう、外部有識者による「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議」を開催し、令和4年7月に同会議での検討結果を「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）」として公表している。事業の実施に当たっては、以下を参考に、契約の書面化や取引の適正化等に努めること。

【文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）】

[https://www.bunka.go.jp/koho\\_hodo\\_oshirase/hodohappyo/93744101.html](https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/93744101.html)

## 8 関係法令等

### ○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）

#### 第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- 一 補助金
- 二 負担金（国際条約に基く分担金を除く。）
- 三 利子補給金

四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの

2 この法律において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この法律において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

4 この法律において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。

一 国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの

二 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金

5 この法律において「間接補助事業等」とは、前項第一号の給付金の交付又は同項第二号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。

6 この法律において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。

7 この法律において「各省各庁」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条に規定する各省各庁をいい、「各省各庁の長」とは、同法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

（関係者の責務）

第三条 各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

2 補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従つて誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。

（他の法令との関係）

第四条 補助金等に関しては、他の法律又はこれに基く命令若しくはこれを実施するための命令に特別の定のあるものを除くほか、この法律の定めるところによる。

#### 第二章 補助金等の交付の申請及び決定

（補助金等の交付の申請）

第五条 補助金等の交付の申請（契約の申込を含む。以下同じ。）をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に各省各庁の長が定める書類を添え、各省各庁の長に対しその定める時期までに提出しなければならない。

（補助金等の交付の決定）

第六条 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤がないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をしなければならない。

2 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該各省各庁の長と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該各省各庁の長に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定め、かつ、これを公表するよう努めなければならない。

3 各省各庁の長は、第一項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

4 前項の規定により補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えてその交付の決定をするに当つては、その申請に係る当該補助事業等の遂行を不当に困難とさせないようにしなければならない。

（補助金等の交付の条件）

第七条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

一 補助事業等に要する経費の配分の変更（各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。

二 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用法に関する事項

- 三 補助事業等の内容の変更(各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
- 四 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
- 五 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、すみやかに各省各庁の長に報告してその指示を受けるべきこと。
- 2 各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。
- 3 前二項の規定は、これらの規定に定める条件のほか、各省各庁の長が法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を附することを妨げるものではない。
- 4 補助金等の交付の決定に附する条件は、公正なものでなければならず、いやしくも補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等に対し干渉をするようなものであつてはならない。

(決定の通知)

第八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。

(申請の取下げ)

- 第九条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容及びこれに附された条件に不服があるときは、各省各庁の長の定める期日までに、申請の取下げをすることができる。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。

(事情変更による決定の取消等)

- 第十条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- 2 各省各庁の長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他政令で定める特に必要な場合に限る。
- 3 各省各庁の長は、第一項の規定による補助金等の交付の決定の取消により特別に必要となつた事務又は事業に対しては、政令で定めるところにより、補助金等を交付するものとする。

- 4 第八条の規定は、第一項の処分をした場合について準用する。

第三章 補助事業等の遂行等

(補助事業等及び間接補助事業等の遂行)

- 第十一条 補助事業者等は、法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基く各省各庁の長の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない。いやしくも補助金等の他の用途への使用(利子補給金にあつては、その交付の目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。)をしてはならない。
- 2 間接補助事業者等は、法令の定及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等を行わなければならない。いやしくも間接補助金等の他の用途への使用(利子の軽減を目的とする第二条第四項第一号の給付金にあつては、その交付の目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第二号の資金にあつては、その融通の目的に従って使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。以下同じ。)をしてはならない。

(状況報告)

第十二条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、各省各庁の長に報告しなければならない。

(補助事業等の遂行等の命令)

- 第十三条 各省各庁の長は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従つて当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。
- 2 各省各庁の長は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第十四条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(補助金等の額の確定等)

第十五条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補

助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。

(是正のための措置)

第十六条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができる。

2 第十四条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

#### 第四章 補助金等の返還等

(決定の取消)

第十七条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 各省各庁の長は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4 第八条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消をした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第十八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

3 各省各庁の長は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(加算金及び延滞金)

第十九条 補助事業者等は、第十七条第一項の規定又はこれに準ずる他の法律の規定による処分に

関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、政令で定めるところにより、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を国に納付しなければならない。

2 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、政令で定めるところにより、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

3 各省各庁の長は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金等の一時停止等)

第二十条 各省各庁の長は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(徴収)

第二十一条 各省各庁の長が返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金は、国税滞納処分の例により、徴収することができる。

2 前項の補助金等又は加算金若しくは延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

#### 第五章 雑則

(理由の提示)

第二十一条の二 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

(財産の処分の制限)

第二十二条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

(立入検査等)

第二十三条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、

関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(不当干渉等の防止)

第二十四条 補助金等の交付に関する事務その他補助金等に係る予算の執行に関する事務に従事する国又は都道府県の職員は、当該事務を不当に遅延させ、又は補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して干渉してはならない。

(行政手続法の適用除外)

第二十四条の二 補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(不服の申出)

第二十五条 補助金等の交付の決定、補助金等の交付の決定の取消、補助金等の返還の命令その他補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分に対して不服のある地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）に基く港務局を含む。以下同じ。）は、政令で定めるところにより、各省各庁の長に対して不服を申し出ることができる。

- 2 各省各庁の長は、前項の規定による不服の申出があつたときは、不服を申し出た者に意見を述べる機会を与えた上、必要な措置をとり、その旨を不服を申し出た者に対して通知しなければならない。
- 3 前項の措置に不服のある者は、内閣に対して意見を申し出ることができる。

(事務の実施)

第二十六条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を各省各庁の機関に委任することができる。

- 2 国は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うこととすることができる。
- 3 前項の規定により都道府県が行うこととされる事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第二十六条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条及び第四条の規定は、適用しない。

(電磁的記録による作成)

第二十六条の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている申請書等（申請書、書類その他文字、図形等人の知

覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。）については、当該申請書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして各省各庁の長が定めるものをいう。次条第一項において同じ。）の作成をもつて、当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。

(電磁的方法による提出)

第二十六条の四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による申請書等の提出については、当該申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて各省各庁の長が定めるものをいう。次項において同じ。）をもつて行うことができる。

- 2 前項の規定により申請書等の提出が電磁的方法によって行われたときは、当該申請書等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

(適用除外)

第二十七条 他の法律又はこれに基く命令若しくはこれを実施するための命令に基き交付する補助金等に関しては、政令で定めるところにより、この法律の一部を適用しないことができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第二十九条 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、又は間接補助金等の交付若しくは融通を受けた者は、五年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の場合において、情を知って交付又は融通をした者も、また同項と同様とする。

第三十条 第十一条の規定に違反して補助金等の他の用途への使用又は間接補助金等の他の用途への使用をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十一条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条第二項の規定による命令に違反した者
- 二 法令に違反して補助事業等の成果の報告をしなかった者
- 三 第二十三条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十二条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定のあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、当該法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人が訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三十三条 前条の規定は、国又は地方公共団体には、適用しない。

2 国又は地方公共団体において第二十九条から第三十一条までの違反行為があつたときは、その行為をした各省各庁の長その他の職員又は地方公共団体の長その他の職員に対し、各本条の刑を科する。

#### 附 則 抄

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、昭和二十九年度分以前の予算により支出された補助金等及びこれに係る間接補助金等に関しては、適用しない。

2 この法律の施行前に補助金等が交付され、又は補助金等の交付の意思が表示されている事務又は事業に関しては、政令でこの法律の特例を設けることができる。

### ○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年9月26日政令第255号） （抄）

（補助金等の交付の申請の手続）

第三条 法第五条の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称及び住所  
二 補助事業等の目的及び内容  
三 補助事業等の経費の配分、経費の使用方法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画

四 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎

五 その他各省各庁の長（略）が定める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添附しなければならない。

一 申請者の営む主な事業  
二 申請者の資産及び負債に関する事項  
三 補助事業等の経費のうち補助金等によってまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法

四 補助事業等の効果

五 補助事業等に関して生ずる収入金に関する事項

六 その他各省各庁の長又は補助実施法人の代表者が定める事項

3 第一項の申請書若しくは前項の書類に記載すべき事項の一部又は同項の規定による添附書類は、各省各庁の長又は補助実施法人の代表者の定めるところにより、省略することができる。

（事業完了後においても従うべき条件）

第四条 各省各庁の長又は補助実施法人の代表者は、補助金等の交付の目的を達成するため必要がある場合には、その交付の条件として、補助事業等の完了後においても従うべき事項を定めるものとする。

2 略

（事情変更による決定の取消ができる場合）

第五条 法第十条第二項に規定する政令で定める特に必要な場合は、補助事業者等又は間接補助事業者等が補助事業等又は間接補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等又は間接補助事業等に要する経費のうち補助金等又は間接補助金等によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等又は間接補助事業等を遂行することができない場合（補助事業者等又は間接補助事業者等の責に帰すべき事情による場合を除く。）とする。

（決定の取消に伴う補助金等の交付）

第六条 法第十条第三項の規定による補助金等は、次に掲げる経費について交付するものとする。

一 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費  
二 補助事業等を行うため締結した契約の解除に

より必要となった賠償金の支払に要する経費

- 2 前項の補助金等の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、法第十条第一項の規定による取消に係る補助事業等についての補助金等に準ずるものとする。

(補助事業等の遂行の一時停止)

第七条 各省各庁の長又は補助実施法人の代表者は、法第十三条第二項の規定により補助事業等の遂行の一時停止を命ずる場合においては、補助事業者等が当該補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合させるための措置を各省各庁の長又は補助実施法人の代表者の指定する期日までにとらないときは、法第十七条第一項の規定により当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を、明らかにしなければならない。

(国の会計年度終了の場合における実績報告)

第八条 法第十四条後段の規定による補助事業等実績報告書には、翌年度以降の補助事業等の遂行に関する計画を附記しなければならない。ただし、その計画が当該補助金等の交付の決定の内容及び当該計画に比して変更がないときは、この限りでない。

(補助金等の返還の期限の延長等)

第九条 法第十八条第三項の規定による補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消は、補助事業者等の申請により行うものとする。

- 2 補助事業者等は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するためとつた措置及び当該補助金等の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、これを各省各庁の長又は補助実施法人の代表者に提出しなければならない。

- 3 各省各庁の長は、法第十八条第三項の規定により補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消をしようとする場合には、財務大臣に協議しなければならない。

4～5 略

(加算金の計算)

第十条 補助金等が二回以上に分けて交付されている場合における法第十九条第一項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額をこえるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

- 2 法第十九条第一項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

(延滞金の計算)

第十一条 法第十九条第二項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(加算金又は延滞金の免除)

第十二条 第九条の規定は、法第十九条第三項の規定による加算金又は延滞金の全部又は一部の免除について準用する。この場合において、第九条第二項中「当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するため」とあるのは、「当該補助金等の返還を遅延させないため」と読み替えるものとする。

(処分を制限する財産)

第十三条 法第二十二条に規定する政令で定める財産は、次に掲げるものとする。

- 一 不動産
- 二 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック
- 三 前二号に掲げるものの従物
- 四 機械及び重要な器具で、各省各庁の長又は補助実施法人の代表者が定めるもの
- 五 その他各省各庁の長又は補助実施法人の代表者が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

(財産の処分の制限を適用しない場合)

第十四条 法第二十二条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 補助事業者等が法第七条第二項の規定による条件に基き補助金等の全部に相当する金額を国又は補助実施法人に納付した場合
  - 二 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長又は補助実施法人の代表者が定める期間を経過した場合
- 2 第九条第三項から第五項までの規定は、前項第二号の期間を定める場合について準用する。

(不服の申出の手続)

第十五条 法第二十五条第一項の規定により不服を申し出ようとする者は、当該不服の申出に係る処分の通知を受けた日(処分について通知がない場合においては、処分があつたことを知った日)から三十日以内に、当該処分の内容、処分を受けた年月日及び不服の理由を記載した不服申出書に参考となるべき書類を添えて、これを当該処分をした各省各庁の長又は補助実施法人の代表者(法第二十六条第一項の規定により当該処分を委任された機関があるときは当該機関とし、同条第二項の規定により当該処分を行うこととなった都道府県の知事又は教育委員会があるときは当該知事又は教育委員会とする。以下この条において同じ。)に提出しなければならない。

- 2 各省各庁の長又は補助実施法人の代表者は、通信、交通その他の状況により前項の期間内に不服を申し出なかつたことについてやむを得ない理

由があると認める者については、当該期間を延長することができる。

- 3 各省各庁の長又は補助実施法人の代表者は、第一項の不服の申出があつた場合において、その申出の方式又は手続に不備があるときは、相当と認められる期間を指定して、その補正をさせることができる。

## ○文化芸術基本法（平成13年法律第148号）（抄）

（伝統芸能の継承及び発展）

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これらに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及）

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化財等の保存及び活用）

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術の振興等）

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

## ○芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について（平成22年9月16日文化庁長官決定）

文化庁が芸術活動への支援等のために公募により行う事業について、芸術団体等による支援金等の不正受給等があった場合、下記のとおり応募制限を行う。

記

- (1) 虚偽の申請や報告による支援金等の不正な受給、支援金等の他の事業・用途への流用、私的流用：応募制限期間4～5年
- (2) 調査に応じない、調査に必要な書類の提出に応じない、その他文化庁の調査を妨害したと認められる場合：応募制限期間2～3年
- (3) 文化庁以外の他の機関が行う支援事業において不正行為等を行ったことが判明した場合は、上記(1)、(2)に準じて取り扱う。

## 文化芸術振興費補助金（劇場・音楽堂等における子供舞台芸術鑑賞体験支援事業）交付要綱

令和3年3月22日  
文化庁長官決定  
令和7年9月4日改定

### （通則）

第1条 文化芸術振興費補助金（劇場・音楽堂等における子供舞台芸術鑑賞体験支援事業）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### （交付の目的）

第2条 この補助金は、子供たちが劇場・音楽堂等において本格的な実演芸術を鑑賞・体験等する機会を提供する取組を支援することによって、子供たちの豊かな人間性の涵養を図るとともに、将来の文化芸術の担い手や観客育成等に資することを目的とする。

### （交付の対象となる事業者、経費等）

第3条 この補助金の交付の対象となる補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）は、劇場・音楽堂等（劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第1項に定める施設）の設置者又は管理者、又は我が国の実演芸術団体であり、その実演芸術団体を構成する出演者・スタッフ等に高い専門性がある者とする。

2 補助事業を実施するために必要な経費のうち、この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額及び補助金の交付のための手続については、この要綱に定めるもののほか、文化庁長官（以下、「長官」という。）が定める補助要項によるものとする。

### （申請の手続）

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（これに添付すべき書類を含む。様式第1）を別に定める提出期限までに長官に提出しなければならない。

2 補助金の交付の申請をしようとする者は、消費税法上の課税事業者である場合は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

### （交付決定の通知等）

第5条 長官は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査の上交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2）を補助事業者に送付するものとする。

2 長官は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

3 交付の申請が文化庁に到達してから交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

(交付の条件)

第6条 補助金の交付決定に当たっては、長官は次の各号に掲げる事項を条件として付すものとする。

- (1) 補助事業者は、次に掲げる場合の一に該当するときは、あらかじめ計画変更承認申請書(様式第3)を長官に提出し、その承認を受けなければならない。
  - ア 補助対象経費の総額を変更しようとするとき。ただし、補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、補助対象経費の総額の20パーセント以内の変更はこの限りではない。
  - イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助金の交付決定額及び補助対象経費の額に影響を及ぼすことなく補助事業の目的の達成をより効率的にするために、補助事業の内容を変更する場合、又は、当該事業の目的に及ぼす影響が軽微であると認められる場合を除く。
- (2) 長官は、前号の承認をする場合は、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことがあること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、長官に申請し、その承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに長官に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 補助事業の遂行により生ずる収入金(補助金を前金払、又は概算払した場合の預金利息等)は、当該補助事業の経費に充てるよう措置しなければならないこと。
- (7) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保存しなければならないこと。
- (8) 補助事業に係る資金については、確実な銀行その他金融機関に預け入れなければならないこと。ただし、補助事業の遂行上特に必要な場合にあつては、20万円を限度として手持ちすることができること。
- (9) 補助事業を行うために締結する契約等については、都道府県又は市町村(特別区を含む。)等の例に準じて行わなければならないこと。

(申請の取下げ)

第7条 補助事業者は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書類(様式第4)を長官に提出しなければならない。

(補助事業の遂行)

第8条 補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、又は支払をする場合において、当該補助事業者の所在する都道府県又は市町村(特別区を含む。)等の法令の定めに基づいて実施しなければならない。

(計画変更の承認等)

第9条 長官は、第6条第1号ア又はイに該当し、計画変更承認申請書の提出があった場合において、これを審査した結果、先に行った交付決定の補助金の額を変更する必要があると認めるときは、その額を変更して交付決定を行い、補助金交付決定変更通知書(様式第5)を補助事業者に送付するものとする。

(実績報告書)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)したときは、完了の日(補助事業の廃止の承認を受けたときは当該承認の日)から30日を経過する日又は当該補助事業の完了した日の属する会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合(補助事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合)には、

補助金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の4月30日までに、長官に実績報告書（これに添付すべき書類を含む。様式第6）により当該補助事業の成果を報告しなければならない。

- 2 補助事業者は、消費税法上の課税事業者である場合は、第1項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を長官に提出しなければならない。
- 3 第1項に規定する補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合における実績報告書には、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を記載した資料を添付しなければならない。

#### （補助金の額の確定等）

- 第11条 長官は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第6条第1号ア又はイに該当し長官の承認を受けた場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（様式第7）により補助事業者に通ずるものとする。
- 2 長官は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。
  - 3 長官は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
  - 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令の日から20日以内とし、期限内に納付しない場合は、未納に係る金額に対してその未納に係る期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### （消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

- 第12条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書（様式第8）を長官に提出しなければならない。
- 2 長官は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

#### （交付決定の取消等）

- 第13条 長官は、第6条第3号に該当し補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号に掲げる場合には、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 補助事業者が適正化法、適正化法施行令、若しくはこの要綱又はこれらの法令、告示若しくは要綱に基づく長官の定め、処分若しくは指示に違反した場合。
  - (2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
  - (3) 補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合。
  - (4) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適當な行為をした場合。
  - (5) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- 2 長官は、前項の取消をした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときには、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
  - 3 長官は、第1項の第1号から第4号までに該当するため、補助金の交付の決定を取り消し、前項の規定により補助金の返還を命ずる場合には、補助事業者が当該補助金を受領した日から納付の日までの期間に応じて返還すべき金額に対し年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付をあわせて命ずるものとする。
  - 4 第2項に基づく補助金の返還については、第11条第4項の規定を準用する。

(状況報告及び調査)

第14条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、長官の要求があったときには速やかに補助事業状況報告書(様式第9)を長官に提出しなければならない。

2 長官は、必要があると認めるときは、補助事業の遂行及び支出状況を調査することができる。

(補助金の支払)

第15条 補助金の支払は、原則として第11条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法(昭和22年法律第35号)第22条及び予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条第4号に基づく財務大臣との協議が調った際には、補助金の全部又は一部について概算払することができる。

2 補助事業者は、前項により補助金の支払を受けようとするときは補助金支払請求書を官署支出官文部科学省大臣官房会計課長に提出しなければならない。

(電磁的方法による提出)

第16条 申請者あるいは補助事業者は、適正化法、適正化法施行令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他長官に提出するものについては、電磁的方法(適正化法第26条の3第1項の規定に基づき文部科学大臣が定めるものをいう。)により行うことができる。

(電磁的方法による通知等)

第17条 長官は、適正化法、適正化法施行令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令(以下「通知等」という。)について、補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、長官は補助事業者に到達確認を行うものとする。

(附則)

1 この要綱は、令和7年9月4日から施行する。

2 改正後の要綱は、施行日以後の交付決定について適用し、施行日以前の交付決定については、なお従前の例による。

(様式第1)

第 号  
〇〇 年 月 日

文化庁長官

殿

申請者  
所在地  
代表者職名  
代表者氏名

〇〇 年度文化芸術振興費補助金  
(劇場・音楽堂等における子供舞台芸術鑑賞体験支援事業) 交付申請書

〇〇 年度文化芸術振興費補助金(劇場・音楽堂等における子供舞台芸術鑑賞体験支援事業)について、補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

事業の名称	
補助事業経費の配分	円
補助事業の着手及び完了の予定期日	着手 〇〇 年 月 日 完了 〇〇 年 月 日
交付を受けようとする補助金の額	円
その他参考となるべき事項	

(記載上の注意)

- 別紙として、事業内容に応じて必要な書類を添付すること。
- 消費税法上の課税事業者である場合は、文化芸術振興費補助金(劇場・音楽堂等における子供舞台芸術鑑賞体験支援事業)交付要綱第4条第2項に基づき申請すること。
- 用紙は日本産業規格A4とする。

【本件担当】

(様式第2)

第 号

補助金交付決定通知書

(補助事業者名)

〇〇 年 月 日付け 第 号で申請のあった〇〇 年度文化芸術振興費補助金(劇場・音楽堂等における子供舞台芸術鑑賞体験支援事業)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、適正化法第8条の規定により通知する。

〇〇 年 月 日

文化庁長官

- この補助金の交付の対象となる事業は、〇〇 年 月 日付け 第 号(以下「申請書」という。)で申請のあった事業とし、その内容は申請書記載の事業計画とする。
- 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、補助事業の内容の変更により補助対象経費が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助対象経費	円
補助金の額	円
- 補助対象経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、次のとおりとする。

区分	配分された経費	補助金の額
事業費	円	円
- 補助金の額の確定は、次により算出して得た額とする。  
補助金の確定額は、第3項の配分された補助対象経費の実支出額(債務の確定した支出予定額を含む。)の合計額又は補助金の額(変更されたときは、変更後の額とする。)のいずれか低い額とする。
- 補助事業は、補助金の交付を受けた会計年度の3月31日までに完了しなければならない。
- 補助事業者は、適正化法、適正化法施行令(昭和30年政令第255号)及び文化芸術振興費補助金(劇場・音楽堂等における子供舞台芸術鑑賞体験支援事業)交付要綱(令和〇年〇月〇日文化庁長官改定)の規定に従わなければならない。
- 交付条件は、第6項に定めるほか、次のとおりである。
  - 補助事業者は、次に掲げる場合の一に該当する場合は、あらかじめ計画変更承認申請書を長官に提出し、その承認を受けなければならない。
    - 補助対象経費の総額を変更しようとするとき。ただし、補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、補助対象経費の総額の20パーセント以内の変更はこの限りではない。
    - 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助金の交付決定額及び補助対象経費の額に影響を及ぼすことなく補助事業の目的の達成をより効率的にするために、補助事業の内容を変更する場合、または、当該事業の目的に及ぼす影響が軽微であると認められる場合を除く。

- (2) 長官は、前号の承認をする場合は、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を附すことがあること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、長官に申請し、その承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに長官に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業の遂行の状況に関する報告書を別に指示する日までに、長官に提出しなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならないこと。
- (7) 前号に掲げる財産につき、長官の承認を受けて当該財産を処分することにより収入があった場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付すること。
- (8) 補助事業の遂行により生ずる収入金（補助金を概算払いした場合の預金利子等）は、当該補助事業の経費に充てるよう措置しなければならないこと。
- (9) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保存しなければならないこと。
- (10) 補助事業に係る資金については、確実な銀行その他金融機関に預け入れなければならないこと。ただし、補助事業の遂行上特に必要な場合にあっては、20万円を限度として手持ちすることができること。
- (11) 補助事業を行うために締結する契約等については、所管の地方公共団体の例に準じて行わなければならないこと。

○用紙は日本産業規格A4とする。

<p>【本件担当】 文化庁企画調整課総括係 (電話) 03-5253-4111 (内線 3143)</p>
---

(様式第3)

〇〇 年 第 〇 月 〇 日

文化庁長官

殿

補助事業者  
所在地  
代表者職名  
代表者氏名

〇〇 年度文化芸術振興費補助金  
(劇場・音楽堂等における子供舞台芸術鑑賞体験支援事業) 計画変更承認申請書

〇〇 年 月 日付け 第 〇 号で国庫補助金の交付の決定を受けた下記の事業について、別紙のとおり事業の内容を変更したいので、承認くださるよう関係資料を添えて申請します。

記

事業の名称	
変更の理由	
変更の内容	
変更により減額等すべき国庫補助金の額	

(記載上の注意)

- 別紙として、事業計画書(該当部分について変更前及び変更後を2段書きするなど判別しやすくすること)を添付すること。
- 用紙は日本産業規格A4とする。

【本件担当】

(様式第4)

第 号  
〇〇 年 月 日

文化庁長官

殿

補助事業者  
所在地  
代表者職名  
代表者氏名

〇〇 年度文化芸術振興費補助金  
(劇場・音楽堂等における子供舞台芸術鑑賞体験支援事業) 交付申請の取下げ書

〇〇 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けました〇〇 年度文化芸術振興費補助金(劇場・音楽堂等における子供舞台芸術鑑賞体験支援事業)について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条の規定により、補助金の交付の申請を下記のとおり取り下げます。

記

1. 交付決定通知書の受領年月日 〇〇 年 月 日
2. 補助金の交付の申請を取り下げようとする理由

(記載上の注意)

- 第6条第1項に基づき、変更して交付決定があった場合には、補助金交付決定変更通知書に記載の日付、記号、番号及び同交付決定通知書の受領年月日によること。
- 用紙は日本産業規格A4とする。

【本件担当】

(様式第5)

第 号

補助金交付決定変更通知書

(補助事業者名)

〇〇 年 月 日付け 第 号で計画変更承認申請のあった〇〇 年度文化芸術振興費補助金(劇場・音楽堂等における子供舞台芸術鑑賞体験支援事業)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項の規定により、〇〇 年 月 日付け 第 号の交付決定を次のとおり変更して交付すること決定したので、適正化法第8条の規定により通知する。

〇〇 年 月 日

文化庁長官

1. この補助金の変更交付の対象となる事業は、〇〇 年 月 日付け 第 号(以下「申請書」という。)で申請のあった事業とし、その内容は申請書記載のとおりとする。

2. この変更交付決定に伴い、前記1の事業に係る補助対象経費及び補助金の額並びに総経費の配分及び配分された経費に対応する補助金の額の区分は、次のとおりとする。

(1) 補助対象経費及び補助金の額

補助対象経費	円
補助金の額	円
今回変更する補助金の額	円

(2) 総経費野配分等

区分	配分された経費	補助金の額
事業費	円	円

3. 上記のほか補助金の額の確定の方式、交付条件等は、令和 年 月 日付け 第 号の交付決定通知書の第4項から第7項までのとおりとする。

○用紙は日本産業規格A4とする。

【本件担当】

文化庁企画調整課総括係

(電話) 03-5253-4111 (内線 3143)

(様式第6)

第 号  
〇〇 年 月 日

文化庁長官

殿

補助事業者  
所在地  
代表者職名  
代表者氏名

〇〇 年度文化芸術振興費補助金  
(劇場・音楽堂等における子供舞台芸術鑑賞体験支援事業) 実績報告書

〇〇 年 月 日付け 第 号により補助金の交付を受けた下記の事業の実績について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条の規定により、下記のとおり報告します。  
記

事業の名称	
補助事業の実施期間	〇〇 年 月 日着手 〇〇 年 月 日完了
補助金の交付決定額と その精算額	交付決定額 円 精算額 円 不用額 円

(記載上の注意)

- 消費税法上の課税事業者である場合は、文化芸術振興費補助金(劇場・音楽堂等における子供舞台芸術鑑賞体験支援事業)交付要綱第10条第2項に基づき報告すること。
- 用紙は日本産業規格A4とする。

(添付書類)

- (1) 補助事業経費収支精算書(交付申請書添付書類「補助事業に係る収支予算書」の様式に準じる)
- (2) 補助事業の実施内容
- (3) 補助事業の経過及び成果を証する書類並びに写真等の資料
- (4) その他

【本件担当】

(様式第7)

第 号

〇〇 年度文化芸術振興費補助金  
(劇場・音楽堂等における子供舞台芸術鑑賞体験支援事業) 額の確定通知書

(補助事業者名)

〇〇 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定に基づき、下記のとおり額を確定します。

〇〇 年 月 日

文化庁長官

記

確定額

円

○用紙は日本産業規格A4とする。

<p><b>【本件担当】</b> 文化庁企画調整課総括係 (電話) 03-5253-4111 (内線 3143)</p>
--

(様式第8)

〇〇 年 月 日

文化庁長官 殿

機 関 名  
職 名  
氏 名

〇〇 年度文化芸術振興費補助金  
(劇場・音楽堂等における子供舞台芸術鑑賞体験支援事業)に係る  
消費税等仕入控除税額確定報告書

〇〇 年 月 日付 号をもって交付決定通知のあった文化芸術振興費補助金について、消費税等仕入控除税額が確定しましたので、文化芸術振興費補助金(劇場・音楽堂等における子供舞台芸術鑑賞体験支援事業)交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助金額(交付要綱第11条による額の確定額) 円
3. 補助金の確定時における補助金に係る消費税等仕入控除税額 円
4. 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額 円
5. 補助金返還相当額(4-3) 円

(記載上の注意)

○用紙は日本産業規格A4とする。

【本件担当】

(様式第9)

〇〇 年 第 〇 月 〇 日

文化庁長官

殿

補助事業者  
所在地  
代表者職名  
代表者氏名

補助事業状況報告書

〇〇 年度文化芸術振興費補助金（劇場・音楽堂等における子供舞台芸術鑑賞体験支援事業）の交付を受けて施行中の補助事業について、下記のとおり報告します。

記

事業の名称		
補助事業の実施期間	着手 〇〇 年 月 日 完了 〇〇 年 月 日 (予定)	
補助事業の実施状況		
補助事業に要する経費 の状況	支出予算合計額	支出済額
	円	円
	備考	

(記載上の注意)

○用紙は日本産業規格A4とする。

【本件担当】

## 劇場・音楽堂等における子供舞台芸術鑑賞体験支援事業国庫補助要項

令和3年3月23日  
文化庁長官決定  
令和7年9月4日改定

### 1. 趣 旨

この要項は、子供たちが劇場・音楽堂等において本格的な実演芸術を鑑賞・体験等する機会を提供する取組を支援するために必要な経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 補助事業者

補助事業者は、劇場・音楽堂等（劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第1項に定める施設）の設置者又は管理者、又は我が国の実演芸術団体であり、その実演芸術団体を構成する出演者・スタッフ等に高い専門性がある者とする。

### 3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、劇場・音楽堂等で行われる実演芸術の公演であって、子供たちの鑑賞・体験を促すために便宜を図る取組とする。

### 4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、劇場・音楽堂等で行われる公演における子供たちの鑑賞・体験を促すために便宜を図る取組に要する次に掲げる経費とする。

#### 事業費

実演芸術の公演における子供（及び同伴者）無料鑑賞に要する経費（子供は座席料金全額、同伴者は半額）

### 5. 補助対象期間

劇場・音楽堂等の子供鑑賞体験支援事業については、当該事業に要する経費であると認められる場合は、令和5年度実施事業にあっては令和5年11月29日以降の経費を含むことができる。

### 6. 補助金の額

補助金の額は、予算の範囲内において、子供が無料で鑑賞・体験を行った座席料金の総額及びその同伴者の座席料金の総額の1/2とする。

#### （附則）

- 1 この要項は、令和7年9月4日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の5. 及び6. の規定は、施行日以後の申請に係る補助金について適用し、施行日以前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。